

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	中島地区 (中島集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は71.0歳であり、町平均の70.1歳と比べて若干高くなっている。  
人口減少等により、担い手自体も不足しており、耕作放棄地が増加傾向となっているが、ほとんどの農業者に後継者のめどが立っていない状況であることから、今後さらに増加していくことが懸念されている。  
営農を継続していくうえで、堰や排水路の維持のための経費や労力、機械更新のための費用の負担が大きくなっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

家庭内、集落名に限らず広い範囲で後継者を確保していくよう話し合いを継続し、地域全体で農地を守っていく。農産物の価格が上がり、収益も上がるよう、生産体制を含めて検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字市瀬(中島集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
状況にあわせて検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現状では、貸したい人はあるが借りたい人がいないため、状況にあわせて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状で良い。(40年前に基盤整備済み)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で話し合いを継続し、検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる事業者があれば、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

所得保証ができる仕組みに乗る

# 中島地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- P
- Q
- R
- S
- T
- 検討中農地